

## 令和5年度 第2回 島田市都市計画審議会

日時：令和6年3月21日（木）午後3時00分～4時30分

会場：島田市役所 4階 第3委員会室

### 【出席者】

	氏名	役職等
会長	岩崎 敏之	静岡文化芸術大学
委員	秋田 典子	千葉大学大学院園芸学研究院
	大久保 節夫	島田商工会議所
	佐野 正道	一般社団法人志太建築士会
	森 孝雄	島田市農業委員会
	大石 寿男	島田市自治会連合会
	林 邦彦	島田市自治会連合会
	鈴木 安子	しまだ次世代育成支援ネットワーク
	大関 衣世	島田市議会議員
	石川 晋太郎	島田市議会議員
	提坂 大介	島田市議会議員
	井上 篤	島田市議会議員
	品川 良之	志太榛原農林事務所 技監（代理出席）
	西村 年寿	島田警察署 交通課長（代理出席）
市職員	清水 保	都市基盤部 部長
	太田 直樹	都市基盤部 都市政策課 課長
	上野 一紀	都市基盤部 都市政策課 係長
	縣 典章	都市基盤部 都市政策課 主査
	飯塚 貴史	都市基盤部 都市政策課 主任技師
	石塚 貴裕	都市基盤部 都市政策課 主事
	滝波 紳也	都市基盤部 都市政策課 主事
	鈴木 誠	都市基盤部 建設課 参事
	西澤 寿之	都市基盤部 建設課 課長補佐
	柴田 彩帆	都市基盤部 建設課 事務員

### 【欠席者（2名）】

- ・内山 賀津高（島田土木事務所）
- ・長野 恭子（島田市民生委員児童委員協議会）

**【事務局】**

定刻よりも少し早くなりますが、皆さまお揃いですので、ただいまから、令和5年度 第2回 島田市都市計画審議会を始めさせていただきます。本日、この審議会の進行を務めさせていただきます、都市政策課の上野でございます。

はじめに会議に先立ちまして、都市基盤部長の清水より御挨拶申し上げます。

(部長あいさつ)

**【事務局】**

ありがとうございました。それではここで、委員の皆様にご報告申し上げます。

本日の会議ですが、定数16名のうち、14名の御出席をいただいております。よって定数の過半数を超えていますので、都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告します。

なお、本日は、志太榛原農林事務所の増田委員に代わりまして、品川氏が、島田警察署の森委員に代わりまして、西村氏が代理で出席いただいております。島田市都市計画審議会運営規定第5条において、関係行政機関又は県の職員が会議に出席することができないときは、代理出席が可能となっておりますので御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

議事進行につきましては、都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、島田市都市計画審議会の会長であります 岩崎会長にお願いしたいと思います。

それでは、岩崎 会長よろしく申し上げます。

**【岩崎会長】**

会長の 岩崎 でございます。

規定により議長を務めさせていただきます。

皆様方の御協力をいただきながら、円滑な議事進行に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

また、運営規程第15条第1項の規定により、議事録署名人を鈴木委員にお願いいたします。

それでは次第に沿って進めます。

議案第1号「島田市緑の基本計画の策定」について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

(議案第1号 島田市緑の基本計画の策定について説明)

**【岩崎会長】**

御説明ありがとうございました。前回の様々な御意見をいただいた中で、島田市の特色であったり、計画のストーリーが整えられていましたが、100ページを超える計画が端的に説明された中で内容に対し、質問または何らかの意見がありましたらいただければと思います。

**【岩崎会長】**

挙手された方にマイクを回して御発言いただくのですが、もし都市景観の専門家の立場からお気づきの点などありましたら、秋田委員からコメントをいただきましたのですが、いかがでしょうか。

**【秋田委員】**

ありがとうございます。前回から島田らしさが盛り込まれており非常に改善されていると思います。補足をさせていただくとすれば 108～109 ページの上位計画について、本計画への影響が大きいものとして、昨年 12 月の国土交通省の社会資本整備審議会において、来年度から県でも緑の基本計画を作成できるようになります。静岡県ではすでに緑化推進計画を定めているところですが、県版緑の基本計画へ内容が反映できる計画となるように整えられたらと思います。

**【岩崎会長】**

ありがとうございます。秋田委員からも本計画の位置付けについて提言いただきましたが、どなたでも、議案について御意見をいただければと思います。

**【井上委員】**

101 ページ進行管理の中で(3)Check において「中間年次までの事業計画(令和 5 年度時点で決定しているものに限る)」と書いているが、これは中間年次までに Check するのは、ここで掲載されている事業のみに限られるということか。

**【事務局】**

令和 5 年度時点で決定している事業のみ記載しています。

**【井上委員】**

現状において決まった事業を記載しているに限り、これから新たに事業化されたものがあれば、そちらも Check していくということでしょうか。

**【事務局】**

委員のおっしゃる通りになります。今年度以降で事業化されるものがあれば追加していきます。

**【提坂委員】**

本計画は農地もみどりに含むということですが、最近の社会の流れを見ると風力発電や太陽光発電設備について規制していかないと農地が減少していき、88 ページに示すような目標を満たせないのではないかと思います。これらの規制の内容を計画に盛り込むことはできないのか。

**【事務局】**

施設整備の規制については、土地利用に係る分野であるため、緑の基本計画において規制を定めるのはそぐわないと考えます。開発や土地利用については都市政策課が担当しているため、今後も確認・指導を行っていきます。

**【石川委員】**

98 ページの公園の不足する地域の中で「居住誘導区域内においてはカバー率を基に、不足する地域に公園の配置を検討する」と記載されているが、この表記は緑化重点地区としての位置づけを言っているだけで、誘導区域外においても公園を造る可能性はあるという認識であっているか。

**【事務局】**

基本的な市の方針として立地適正化計画でコンパクトなまちづくりを進めるために居住誘導区域へ緩やかな誘導を図り、公園・緑地も区域内の整備を優先していきませんが、委員のおっしゃるとおり時々の事情に応じて区域外であっても公園の整備を検討します。

**【秋田委員】**

先の質問に補足すると、立地適正化計画と緑の基本計画は、同じ都市計画の分野で管理されているが、ほとんど連動していないものになる。立地適正化計画は危険な場所への立地を避けるために誘導区域を定められるもので、公園・緑地の整備という観点からはずれてしまい、ふたつの計画は関係なく作られるものである。

**【岩崎会長】**

人口が密集する地域に公園を整備しないといけない点と、人口密集地以外での公園整備はどうするのかという点を市全体で考えた際に整理するのは難しいと思いますが、計画中に何度か出てくる公園整備の 10 m<sup>2</sup>/ha 以上の基準について、都市公園は 10.7 m<sup>2</sup>/ha で基準値を満たしているとされている。ただし、あくまで市全域の平均値であり、エリアごとで見ると基準を満たさないところも出てくるのではないかと思います。そのあたりを事務局はどのように考えますか。

**【事務局】**

会長がおっしゃるとおり、あくまで平均値であり地区ごとで見た際は公園・緑地が不足する地区中にはありますが、ただ島田市は大井川沿いの広い面積を緑地として整備しており、多くの市民に利用いただいていることから、公園・緑地の機能は満たしていると考えます。

**【大久保委員】**

今後も人口減少が加速する中で、現状では 10 m<sup>2</sup>/ha 以上としている基準も変わってくるのではないかと思います。これをどのように考慮して検証していくのか。

**【事務局】**

大久保委員のおっしゃるとおり、人口が減少することは明らかとされている中で、2040 年の目標年次までに、社会情勢に応じた整合を図るための中間年次を 2030 年に設定しています。またそれ以前に大きな社会変化等があれば逐一、計画の見直しを行っていこうと思います。

**【井上委員】**

子育て世帯が増えている地区においては、子育て世帯向けの公園整備について検討いただきたい。また計画地に住宅が建ち並び、公園整備が頓挫しないように計画管理をお願いします。

**【提坂委員】**

90 ページにおいて「国において、地区の指定に係る積極的な支援について議論されているため、今後の動向を注視します」とあるが、特別緑地保全地区に指定されることのメリットや積極的な支援とは具体的に何を指すのか教えてほしい。

**【事務局】**

特別緑地保全地区については 92 ページに詳細を記載しています。特別緑地保全地区に指定されることで建築物の新築や宅地造成を行う際に許可を得る必要が生じます。また当該土地所有者の土地利用に制限を設けるものになるため、所有者の申し出に応じて土地の買取りを行うことになるのですが、予算的な理由で買取りができないため、地区の指定もなかなか進んでいませんでした。そこで買取りに係る費用の支援を国が行う方向で検討がされています。

**【岩崎会長】**

国による制度のお話もありましたので、秋田委員から補足があればお願いします。

**【秋田委員】**

概ね事務局からの回答のとおりになるが、国において「みどり」が最近のトレンドになっており、先ほどもお話ししたとおり県による緑の基本計画の作成や特別緑地保全地区の支援などが決定されている。特別緑地保全地区とは従来の緑地以上に確固として保全を図る地区として位置付けるため、財政的な裏付けが求められることから今までは財源が豊富な自治体しか利用できていなかったが、国により財政支援することで、市から失くしてはならない緑地を買い取る流れとなっています。

**【岩崎会長】**

秋田委員にお伺いしてしまいますが、宅地開発が進む中で、子育て世帯などの居住者が希望するどおりに公園の整備ができないといった状況で上手くいった事例または難航している事例があれば教えていただきたい。

**【秋田委員】**

宅地化に際しては当初から公園も計画して整備していくことが望ましいと思います。ただ、スプロール的に徐々に宅地化される地域は取り扱いが難しいと思います。公園を新規に整備するうえで地元の後押しがあると動きやすいと思うが、地区ごとのニーズを検証するために 102 ページ以降のアンケートでは地区ごとの集計等は行っていないのか。

**【事務局】**

アンケートを取る際に回答者の居住地を地区で選択してもらっているため、計画の公表までには間に合わないが、地区ごとの集計は可能です。

**【岩崎会長】**

バックデータとして地区ごとのアンケート結果を把握しておくことは、今後の事業を進めるうえで必要なことと考えますので、ぜひ集計をしていただきたいです。

**【佐野委員】**

88 ページを見ると島田市には風致地区の指定がされていないが 2040 年には 665.0ha を整備することになっている。他自治体では宅地化を制限する目的で設定されているように思うが島田市が考える風致地区と取り扱いや解釈は同様なのか。

**【事務局】**

風致地区については、93 ページに標記されているとおり都市計画法で規定される地域地区で、良好な自然的景観を形成している区域の中で、土地利用計画上、都市環境の保全を図るために維持していく必要のある場所を設定するものです。また目標とする 665.0ha は 99 ページの図に示している箇所を設定するものです。

**【佐野委員】**

島田市においては景観保全の観点から風致地区を設定していると思うが、風致地区の効果として発揮される建築規制は、現状で風致地区の指定を検討している斜面地はすでにながけ条例などで規制されているので、東町などのスプロール化している地域を区域指定し、制限を設けることも検討してはどうか。

**【岩崎会長】**

ただいまの佐野委員の提言について、秋田委員から補足などはありますか。

**【秋田委員】**

風致地区をより効果的に活用するという考え方は重要な指摘だと思います。ただ風致地区は別荘地のような良好な環境に指定されるものになるので、もしも市街地に掛けるのであれば緑化協定のほうが比較的、指定しやすいと思う。

**【岩崎会長】**

提言があった内容について、事務局においても検討していただければと思います。

**【石川委員】**

99 ページにおいて「風致地区の指定を検討し、適切な保全を図る」とあるが、指定に際しては、実際に当該地へ居住する住民の意見を反映いただけるのか確認させてください。

**【事務局】**

風致地区は都市計画決定に基づいて指定されるものなので、住民意見をいただいたうえで指定をさせていただきます。

**【秋田委員】**

風致地区の設定に際しては、住民の了解を得ることが大切になる。風致地区に指定されれば、先ほど話題にも上がった太陽光パネルは基本的に整備することが出来なくなるので、そのあたりを丁寧に説明していくことで住民同意を得られると思います。特に斜面の太陽光施設は土砂災害の要因になり得て、かつ斜面の茶園景観を害するものになってしまうので、斜面地における風致地区の指定は適していると思います。

**【岩崎会長】**

様々な御提言があり、それらを踏まえた修正が入るかと思いますが、本日、事務局から説明された計画内容で御異議があるかお諮りしたいと思います。

みなさま本件について御異議ありませんか。

(異議なしの声)

**【岩崎会長】**

ありがとうございます。それでは、議案第1号については異議なしと認めます。

本日予定されている議案は以上となりますので、進行を事務局へお返しします。

**【事務局】**

岩崎会長、議事の進行をいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、御審議いただきありがとうございました。

さてここで、本日の議事である緑の基本計画の中でも今後の施策としてお話がありました都市計画公園・緑地の見直しについて、担当から御報告をさせていただきます。

**【事務局】**

(都市計画公園・緑地の見直し方針案について説明)

**【事務局】**

ただいま説明をさせていただいた「見直し方針」については、今後、5月中旬を目途にパブリック・コメントを実施し、広く市民の皆様から意見を頂戴したうえで7月に公表する予定です。

ぜひ委員の皆様にはパブコメでも御意見をいただければと考えておりますが、ただいまの説明の中で疑問に思う点などありましたら御発言いただければと思います。

いかがでしょうか？

**【井上委員】**

21 ページの見直しフローについて、機能性の検証において「周辺の既存公園」とあるが、ここでいう周辺の定義を教えてください。大井川緑地が広範囲に亘るため、これをもってすべての公園・緑地が代替性ありとなってしまうのではないかと懸念しています。

**【事務局】**

周辺の定義については誘致圏のことを言い、誘致距離について4ページに示しているとおりで  
す。この誘致圏に大井川緑地が含まれる場合は周辺の既存公園として検証させていただきます。

**【井上委員】**

今回の見直し方針に沿って、都市計画公園が廃止された場合は廃止された公園の代替公園の整  
備を検討してもらえるのか。

**【事務局】**

代替機能が確保できない公園については廃止されることが無いように見直しフローを作成し  
ています。そのため、廃止決定した公園には代替となる公園がありますので、廃止後に住民要望  
で代替公園を求められることはないと考えます。

**【事務局】**

その他、何かありますでしょうか。

それでは「都市計画公園・緑地の見直し方針」に関する報告は以上になります。続いてもう1  
点、御報告がありますので、太田課長よろしくお願ひします。

**【事務局】**

皆さま、本日は年度末のお忙しい時期にご審議をいただきありがとうございました。

さて、皆さまにおかれましては、任期が3月末ということをお願いをしております、このメン  
バーでご審議いただくのは本日が最終となります。

これまで本日も合わせて計3回、ご審議をいただき、景観計画における景観資源の見直し、新東  
名島田金谷IC周辺地区計画の変更、それから本日御審議いただきました、緑の基本計画の策定  
について、大変熱心なご審議を賜り誠にありがとうございました。

新年度につきましては、改めて、またそれぞれの団体からのご推薦などをお願いすることとな  
ろうかと存じますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

任期は一区切りとなりますが、何卒、今後とも、市の都市計画行政にお力添えを賜りますよう  
お願ひ申し上げます。

改めまして、皆さま2年間ありがとうございました。

**【事務局】**

ありがとうございます。それでは以上を持ちまして、令和5年度 第2回 島田市都市計画審議  
会 を閉会いたします。本日は、貴重なお時間と御意見をいただき、ありがとうございました。